

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 狭山市駅加佐志線安全施設設置工事
- ・工事箇所 狭山市入間川・祇園地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成后速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額 100 万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200 t 以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額 100 万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェスト A 票、B2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

(建設廃棄物の再資源化等)

第 4 条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○ 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種	施設の名称	所在地
アスファルト	東亜道路工業(株)・(株)佐藤渡辺・世紀東急 工業(株)共同企業体 埼玉アスコン	川越市大字下赤坂 1 8 1 7

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第 1 項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作

成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成 14 年 3 月 18 日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(その他)

第 5 条 調達する工事材料は、埼玉県産とするように努めなければならない。

(交通誘導員)

第 6 条 交通誘導員は、標識工及び道路附属施設工の施工時に 1 日当り 2 人、区画線工の施工時に 1 日当り 3 人を標準とする。

但し、発注後、明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(法定外の労災保険の付保)

第 7 条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(条件明示)

第 8 条

- 1 当該工事に係る施工条件等は、以下のとおりである。
- 2 近接で行われている公共工事等と十分な調整を行い施工すること。
- 3 本工事期間中に、未供用道路の供用開始を伴うことから、供用開始日に合わせた工程調整及び現場調整に応じること。
- 4 施工にあたり、施工箇所の交通規制が想定されるため、周知期間を設けたのちに施工を行うこと。また、交通規制によるトラブルがないよう務めること。

(工事情報共有システムの活用について)

第 9 条 原則、当初設計金額 50,000 千円以上の工事または受注者が希望する工事については、情報共有システムを活用するものとする。

ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

実施にあたっては、「狭山市建設工事情報共有システム試行要領」に基づくものとするので、予め市のホームページを参照すること。

<https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/oshirase/zyouhoukyouyuu.html>